



「参画事業者」

運営の手引き



令和5年6月

西脇福祉部こども政策課

「参画事業者」運営の手引き 目次

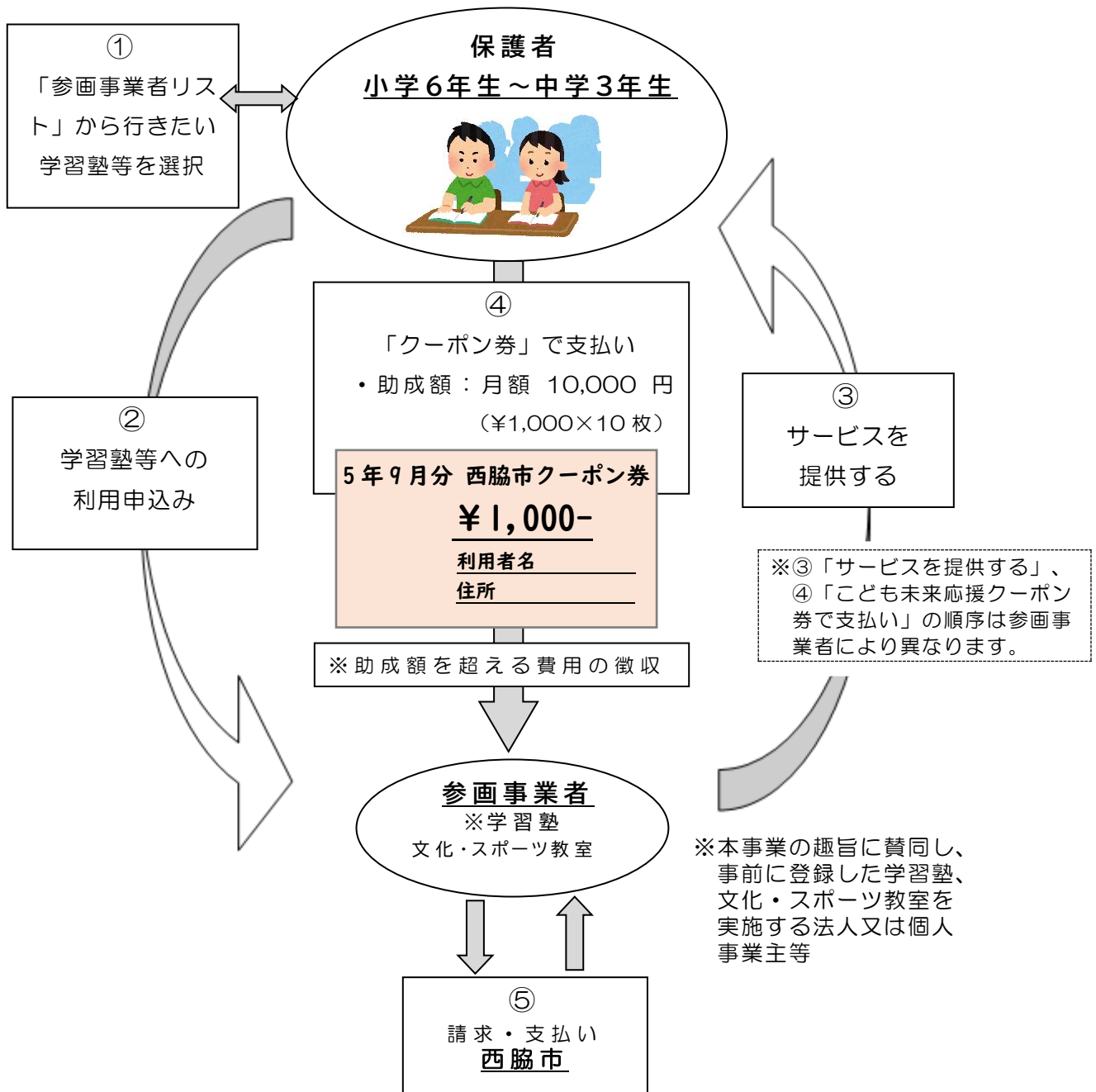
西脇市こども未来応援事業の利用イメージ	・・・	2ページ
1 利用者が参画事業者リストから行きたい学習塾等の選択	・・・	3ページ
① 参画事業者リストについて		
2 利用者が学習塾等へ申込み（「こども未来応援クーポン券」を使用）	・・・	3ページ
① 利用者からの申込み受付		
② 「クーポン券」について		
3 サービスの提供と対象費用	・・・	4ページ
① サービスの提供		
② 本事業が対象とする費用		
4 「こども未来応援クーポン券」の取扱い及び請求方法	・・・	5ページ
① 請求手続き		
② 請求書について		
③ クーポン券受領から支払いまでの流れ		

参画事業者は、利用者から「こども未来応援クーポン券」の提出を受ける際に、当該利用者が就学援助受給世帯等であることが他の児童生徒等に特定されないようプライバシーの保護に努めてください。

また、参画事業者として知り得た個人情報を守らなければなりません。

「西脇市こども未来応援事業実施規程」、「西脇市こども未来応援事業参画事業者募集要項」及び関係法令を遵守してください。

西脇市こども未来応援事業の利用イメージ



クーポン券取扱いについての注意点

利用者からクーポン券を受け取る際は、他の生徒さんに見られることなどにより、当該利用者が「就学援助受給世帯」などの世帯であることが特定されないよう、ご配慮くださいますようお願いいたします。

(配慮の例)

- ・利用者の同意を得て学習塾等がクーポン券を預かり、利用者と学習塾等で月ごとの利用枚数(金額)をあらかじめ取り決めて使用する。
- ・利用者が学習塾へ費用を支払う際に、クーポン券が見えないように集金袋などで受け取る。

1 利用者が参画事業者リストから行きたい学習塾等の選択

① 参画事業者リストについて

参画事業者として登録された学習塾や文化・スポーツ教室等の一覧（参画事業者リスト）を利用者へ提供します。

- ※1 参画事業者リストは、市ホームページにも掲載します。
- 2 参画事業者リストの情報は随時更新します。

2 利用者が学習塾等へ申込み（「こども未来応援クーポン券」を使用）

① 利用者からの申込み受付

利用者からの申込みを受け付け、「こども未来応援クーポン券」（以下「クーポン券」といいます。）の使用についての申し出があった場合は、クーポン券の使用方法及び助成額を超える費用の支払方法について調整してください。

その際、当該利用者が就学援助の受給世帯等であることが他の児童生徒等に特定されない方法等、プライバシーの保護に努めてください。

なお、令和5年度のクーポン券の利用は9月から翌年（令和6年）7月31日までです。

② 「クーポン券」について

「クーポン券」は西脇市が発行した紙クーポン券で、参画事業者が提供したサービスの対価の支払いに使用します。

- 1 助成金額：10,000円に助成対象月数を乗じた額とします。
- 2 交付方法：1,000円券の10枚綴りを1冊とし、助成対象月数の冊数を一括交付します。
- 3 使用期間：助成の決定を受けた日の属する月の翌月から翌年度の7月31日（決定を受けた日の属する年度において中学校3年生の生徒である場合にあっては、当該年度の3月31日）までとします。
- 4 1月あたりの助成限度額：利用者1人につき、10,000円を限度とします。

3 サービスの提供と対象費用

① サービスの提供

参画事業者は、学習指導や文化・スポーツ活動等のサービスを利用者に提供してください。

- 1 参画事業者は、利用者から「クーポン券」の使用を求められた場合は、原則として拒否することはできません。ただし、参画事業者が一定の条件を設けている場合はその限りではありません。

例 ・入塾テストの成績や面接により入会の可否を決定している。
・受講料の支払いが遅延した場合は退会させている。 など

- 2 参画事業者が「クーポン券」を使用する児童生徒に提供するサービスは、「クーポン券」を使用しない児童生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- 3 参画事業者が「クーポン券」を使用する児童生徒へ提供するサービスは、特定の個人や団体のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- 4 参画事業者が「クーポン券」を使用する児童生徒に提供するサービスに係る料金は、「クーポン券」を使用しない児童生徒に提供するサービスに係る料金と同一の金額設定である必要があり、「クーポン券」を使用する児童生徒に対してのみ手数料等を上乘せすることは認められません。

② 本事業が対象とする費用

本事業で「クーポン券」を使用できるのは、小学生や中学生を対象とした補習、教科指導等の学習指導や、小学校や中学校の学習指導要領等で取り扱われている種目・分野に関する文化・スポーツのプログラム及びそれに準じると西脇市が認めるものです。

支払い欄に「○」印のあるものは「クーポン券」での支払を受けることができます。判断に迷われたときは、事前に西脇市福祉部こども政策課へご相談ください。

支払	項目	例
○	初期費用	入学金、入塾金、入塾テスト等
○	受講料、月謝	授業料、月謝等
○	受験料、試験料等	学習塾の学力テスト等
×	参画事業者以外で行う試験等	全国統一模擬試験、英語検定等
○	教材・教具、道具①	学習塾等の授業で使用するテキスト等 (※1)
×	教材・教具、道具②	文房具などの物品
○	教材・教具、道具③	ピアノのレッスンに使用する楽譜等 (※1)
×	教材・教具、道具④	スポーツ用品店で購入するシューズ
○	ユニフォーム、制服①	ダンス教室等、参画事業者で購入するユニフォーム(※1)
×	ユニフォーム、制服②	スポーツ用品店で購入するユニフォーム

※1 参画事業者が提供するサービスを受けるために必要不可欠なものに限ります。サービスの利用に付随しないもの(参画事業者以外の事業者等に支払われるもの)には「クーポン券」を使用することができません。

4 「こども未来応援クーポン券」の取扱い及び請求方法

参画事業者は、次の手続きによりクーポン券の使用に係る請求を行うこととします。

① 請求手続き

- 1 参画事業者は、利用者から「クーポン券」を受領した場合、使用対象月、利用者名及び住所の記載があることを確認し保管します。
※ 西脇市から市外へ転出した日の翌月からクーポン券は使用できません。
(西脇市へクーポン券を返却するよう伝えてください。)
※ クーポン券の偽造、変造を発見した場合、速やかに西脇市に連絡してください。

- 2 参画事業者は、「クーポン券」の裏面に事業者番号及び事業者名を記入し、月ごとに取りまとめ、事業実施規程に定める「西脇市こども未来応援事業実績報告書(様式第3号)」に「西脇市こども未来応援事業請求書(様式第4号)」及び「当該請求に係るクーポン券」を添えて、サービスを提供した月の翌月15日までに西脇市福祉部こども政策課に提出してください。

注) 1回目の請求の際に、「債権者登録申請書」を提出してください。

- 3 西脇市は、2で送付された「クーポン券」を確認し、「クーポン券」の使用が交付決定を受けた利用者本人であることや不正な行為による使用でないこと等を確認します。

※ 上記確認の結果、「クーポン券」及びそれに付随する伝票、請求書等に不備等が発見した場合、西脇市は当該参画事業者に対する支払を留保することができるものとします。

- 4 西脇市は、3により確認を行った結果、請求額が適正であると認められる場合は、提出後45日以内に参画事業者に対して支払を行います。

注) 請求は教室ごとに行ってください。

② 請求書について

西脇市こども未来応援事業で使用いただく「西脇市こども未来応援事業実績報告書(様式第3号)」、「西脇市こども未来応援事業請求書(様式第4号)」及び1回目の請求の際に、提出いただく「債権者登録申請書」の様式は、西脇市ホームページからダウンロードできます。

※請求書には、押印が必要です。



③ クーポン券受領から支払いまでの流れ（例）9月サービス提供の場合

サービス提供 (9月)	参画事業者は、クーポン券利用者にサービスを提供します。
▼	
クーポン券による 支払い (9月)	利用者は、サービスの費用をクーポン券で支払います。 (※助成額を超える費用については、参画事業者で徴収ください。)
▼	
クーポン券及び請 求書の送付 (10月15日まで)	参画事業者は、支払いを受けたクーポン券を実績報告書及び請求書と併せて、西脇市（福祉部こども政策課）宛てに送付します。(※翌月15日(必着)までに送付してください。)
▼	
支払い (11月末日まで)	西脇市は、参画事業者に対してこども未来応援クーポン券利用総額を支払います。 (※請求書提出後45日以内に支払います。)

見本：こども未来応援クーポン券【表面】

※作成中

※1,000円未満の金額に使用する場合は、【】内にその金額を保護者が記入し、学習塾等へ支払います。

見本：こども未来応援クーポン券【裏面】

※作成中

※参画事業者リストにある事業者番号及び事業者名を記入してください。(ゴム印可)

様式第3号（第10条関係）

西脇市子ども未来応援事業実績報告書

年 月 日

西脇市長 様

事業者名	教室名
所在地 名称	

担当者名

子ども未来応援クーポン券使用内容

（ 年 月分）

	クーポン券No.	児童生徒名	学校外教育サービス利用額（助成対象経費）					合計	使用額 上限10,000円
			入会金・ 初期費用	月謝・ 受講料	教材	受験料			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
合 計									円

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

西脇市長 様

所在地
事業者名及び
代表者職氏名

印

西脇市子ども未来応援事業請求書

西脇市子ども応援未来事業実施規程第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求額 金 円

ただし、 年 月分として

**記入例 1
法人用**

様式第3号 (第10条関係)

西脇市子ども未来応援事業実績報告書

令和5年10月5日

提出する日付を記入してください。

西脇市長 様

同一事業者で複数の教室を登録する場合は、教室ごとに請求書類を提出してください。

事業者名	教室名
所在地 名称 株式会社 オリナス学習塾	オリナス学習塾 おりひめ教室

省略せず、正式名称を記入してください。

所在地：登記簿又は登記事項証明と同じ住所を記載してください。

担当者名
織田 純

子ども未来応援クーポン券使用内容

(令和5年9月分)

請求する月を確認し、記入してください。

- <記入にあたってのご注意>**
- 手書きの場合は、黒のボールペンで記入してください。
 - 訂正する場合は、二重線を引いてください。
 - 修正液や修正テープは使用しないでください。

クーポン券No.	児童生徒氏名	学校外教育サービス利用額 (助成対象経費)						使用額 上限10,000円
		入会金・ 初期費用	月謝・ 受講料	教材	受験料		合計	
1	1 西脇 桜		8,000				8,000	8,000
2	10 緯度 葵		8,000	1,000			9,000	9,000
3	20 南 勇気	1,500	8,000				9,500	9,500
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
合 計								26,500 円

<提出について>
 支払いを受けたクーポン券を実績報告書及び請求書と併せて、西脇市（福祉部子ども政策課）宛て翌月15日（必着）までに提出してください。
 （西脇市は、請求書提出後45日以内に応援クーポン券利用総額を支払います。）

記入漏れや誤りがあった場合は支払いが遅れることがありますので、十分に確認の上、提出してください。

実績報告書の合計金額がクーポン券使用分の合計金額と一致しているか確認してください。

※クーポン券を添付してください。

記入例 2
個人事業主用

様式第3号 (第10条関係)

西脇市子ども未来応援事業実績報告書

令和5年10月5日

提出する日付を記入してください。

西脇市長 様

事業者名	教室名
所在地 名称 織田 純	オリナス珠算塾
担当者名	
芝 さくら	

省略せず、正式名称を記入してください。

同一事業者で複数の教室を登録する場合は、教室ごとに請求書類を提出してください。

所在地: 申請者が居住している住所を記載してください。

子ども未来応援クーポン券使用内容

(令和5年9月分)

請求する月を確認し、記入してください。

クーポン券№	児童生徒氏名	学校外教育サービス利用額 (助成対象経費)					合計	使用額 上限10,000円
		入会金・初期費用	月謝・受講料	教材	受験料			
1	2 西脇 学		4,000	1,000			5,000	5,000
2	11 織度 緑		6,000	500			6,500	6,500
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
合 計							11,500 円	

<提出について>

支払いを受けたクーポン券を実績報告書及び請求書と併せて、西脇市(福祉部子ども政策課)宛て翌月15日(必着)までに提出してください。
(西脇市は、請求書提出後45日以内に応援クーポン券利用総額を支払います。)

<記入にあたっての注意>

- 手書きの場合は、黒のボールペンで記入してください。
- 訂正する場合は、二重線を引いてください。
- 修正液や修正テープは使用しないでください。

記入漏れや誤りがあった場合は支払いが遅れることがありますので、十分確認の上、提出してください。

実績報告書の合計金額がクーポン券使用分の合計金額と一致しているか確認してください。

※クーポン券を添付してください。

【お問合せ・相談先】

西脇市福祉部こども政策課

PHONE : 0795-22-3111

FAX : 0795-23-2519

E-mail : kodomoseisaku@city.nishiwaki.lg.jp

開庁日 : 平日（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

閉庁日 : 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）